

障がいに関するマーク一覧

資料 1-2

① ヘルプマーク(外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS 規格))	
② 障がい者のための国際シンボルマーク(障がい者が利用できる建物や施設であることを明確に表すためのもので、世界共通のシンボルマークです。)	
③ 盲人のための国際シンボルマーク(世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークで、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。)	
④ 身体障害者標識(身体障害者マーク)(肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務です。)	
⑤ 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)(聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。)	
⑥ ほじょ犬マーク(身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。)	
⑦ 耳マーク(聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。)	

⑧ ヒアリングループマーク(「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。)	
⑨ オストメイト用設備／オストメイト(オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことで、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。)	
⑩ ハート・プラス マーク(外見からはわかりにくい「身体内部に障がいがある人」を表しています。)	
⑪「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク(白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。)	
⑫ 手話マーク(きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設など、手話言語による対応ができるところが提示できます。)	
⑬ 筆談マーク(きこえない・きこえにくい人、音声言語障がい者などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設など、筆談による対応ができるところが提示できます。)	